

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆様と強い信頼関係を築き、フィルタビジネスを通じ社会に貢献しながら、企業価値を高めていくことが重要であると考えております。そのために当社では、コーポレート・ガバナンスについての重要課題として、法令及び関連法規の遵守、経営の健全性・適正性・透明性の確保、適時適切な情報開示体制の確保が重要であると認識しており、これらの体制確保に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 いわゆる政策投資株式】

1、政策保有の方針

当社は、経営戦略の一環として、取引の維持強化、資金調達、原材料の安定調達等の事業活動の必要性に応じて、政策的に上場企業の株式を保有することがあります。

また、主要な政策保有株式については、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から、定期的に検証を行い、継続保有の是非を取締役会で確認いたします。

2、議決権行使

政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することはせず、当社の保有目的に照らして合せて、当社の企業価値向上に資するかどうかを判断したうえで議決権行使いたします。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と取締役その他関連当事者との間で競業取引及び利益相反取引を行う場合には、あらかじめ取締役会での承認を要することとしております。

また、関連当事者間の取引について、定期的に取締役会に報告し、会社法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに東京証券取引所が定める規則に従って、開示するものとしております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

1、経営理念、経営戦略、経営計画

(1) 経営理念

当社の経営理念は「仕濾過事(ろかじにつかふる)」であります。

この理念は、フィルタビジネスを通じ広く社会(ステークホルダー)に貢献することであり、この理念の実現に向けた取り組みを通じ企業価値を最大化することであります。

この企業価値を最大限にするために当社では以下の三つの規範(経営姿勢、使命、行動指針)を掲げております。

第一はお客様の満足度を最優先に考える「経営姿勢」であります。当社はお客様と一体となり高品質で高付加価値の製品を開発提案することによりお客様に満足いただけるよう最大限の努力をしております。

第二はフィルタ業界では世界で唯一のろ材の自社開発から製造販売に至る一貫企業として、常に一歩先を行く製品の研究開発により付加価値の高い製品をお客様のニーズにタイムリーに提案することでお客様に最適なサービスを提供することを最大の「使命」と考えております。

第三は常に高い目標に挑戦し、労を惜しまず誇りと品格を持ち誠実な行動と成果を追求し続けることが当社の「行動指針」であります。

(2) 経営戦略・経営計画

当社は、前期から始まった中期経営計画「Into The Next Generation of YAMASHIN 2019(ING 19)」を掲げ、「建設機械フィルタの専門メーカーから総合フィルタメーカーへの飛躍」を目標に掲げ、時価総額300億円企業、さらにはその先を見据えて、次に掲げる課題に重点的に取り組んでまいります。

1) 事業ポートフォリオの拡大

2) 収益性の改善

3) 人材の育成強化

4) ガバナンスの更なる充実

具体的には、周辺分野の深耕やM&Aなどによる新規事業ドメインの獲得によるポートフォリオの拡大、グローバルな視野でのサプライチェーンの強化等による収益性の改善、ダイバシティを踏まえた人材採用育成プログラムの策定による次世代の人材力強化を図ると共に、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むことによって経営の透明性と質の向上に努めてまいります。

このような取り組みによる持続的成長と中期的企業価値向上に努め、ヤマシンフィルタのステークホルダーにご満足いただける企業体質にまいります。

2、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーの皆様と強い信頼関係を築き、フィルタビジネスを通じ社会に貢献しながら、企業価値を高めていくことが重要であると考えております。

そのために当社では、コーポレート・ガバナンスについての重要課題として、法令及び関連法規の遵守、経営の健全性・適正性・透明性の確保、適時適切な情報開示体制の確保が重要であると認識しており、これらの体制確保に努めております。

3、経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で各人の報酬額を取締役会で決定しております。

報酬は固定報酬部分と年度の業績に連動する業績連動部分で構成されます。なお、当社は、取締役会の諮問機関であり、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役の報酬について公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図っております。

監査等委員である取締役の報酬は報酬限度額の範囲内で固定報酬のみの金額を監査等委員会の協議のもとに決定しております。

4、経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部選任及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なりスク管理、業務執行の監督及び営業や開発、生産などの会社の各機能をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しております。

また、監査等委員である取締役候補者指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

なお、経営陣幹部選任と取締役候補者指名の決定手続きについては、透明性、客観性及び公正性を高めるため、取締役会の諮問機関であり、過半数を社外取締役で構成する指名委員会での審議を経て、取締役会でこれらを決定することとしております。

5、個々の選任・指名についての説明

取締役の個々の選任・指名理由については、独立社外取締役以外の役員も含め、定時株主総会招集ご通知に開示しております。

なお、「定時株主総会招集ご通知」については、当社ホームページに開示しておりますのでご参照ください。

<http://www.yamashin-filter.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

【補充原則4-1-1 取締役から経営陣に対する委任の範囲】

取締役会では、会社法・その他法令及び定款に定める事項のほか経営に関する重要事項として取締役会規程に定められた事項の決定を行っております。

それ以外につきましては、職務権限規程に基づき経営会議及び取締役等に権限委譲しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役5名のうち、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準を満たす社外取締役3名を選任しており、独立役員として東京証券取引所に登録しております。

独立社外取締役はその経験と幅広い見識を活かして、当社の経営や業務執行に関する意思決定において社外の視点から有用な意見を述べております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の指名に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準に基づき指名しております。

【補助原則4-11-1 取締役会の多様性及び規模】

当社の取締役会は2名の社内取締役と3名の独立社外取締役で構成されております。

社外取締役は、企業経営等を通じて豊富で卓越した知識を備えております。

一方、社内取締役は当社の生産、営業、マネジメント等の業務執行に関する専門能力・知見を有しており、社外取締役と合わせて取締役会の全体として知識・経験・能力のバランス、多様性が取れております。

【補助原則4-11-2 取締役の兼任状況】

取締役の兼職は、当社業務の職責を果たすに必要な時間・労力を確保するため、合理的な範囲に留めております。

取締役の兼任状況は、株主総会招集ご通知で開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、毎年、各取締役が自己評価を行い、その評価を参考にしつつ取締役会全体の実効性についての分析・評価を行い、その結果を共有しております。今年度においては、監査等委員を含む全ての取締役を対象にアンケートを実施し、取締役会事務局及び監査等委員会で検証するという方法により、客観性の確保に努めた上で実施しております。

評価の結果、取締役会の構成、取締役会の運営方法、取締役会における社外取締役の役割などの面で概ね取締役会の実効性は確保できていると分析・評価されました。また、取締役会の実効性をさらに向上させるために、取締役会で議論すべき議題の再検討や経営陣幹部の業績評価と評価結果の人事への適切な反映、業務執行に関する専門性の確保などの取り組みに努めていくことにいたしました。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニング方針】

当社は、取締役がその役割、責任を果たすために必要な知識等の習得にあたり、その機会を設定するとともに、それらにかかる費用については会社が負担することとしております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)については、法務や財務などの関連諸法令及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を定期的の実施し、また社外講習会や交流会に参加する機会を設け、取締役として必要な知識の習得及び取締役の役割と責務の理解促進に努めております。

監査等委員である取締役については、必要に応じ、社外講習会や交流会に参加し、会社法や財務会計及び監査手法などの監査等委員として必要な知識やスキルの習得及び監査等委員の役割と責務の理解促進に努めております。

また、社外取締役に対しては、各部門から事業・業務内容等の説明を行い、当社グループについての理解を深めるように努めております。なお、社外取締役に対しては、主要事業所を視察する機会を設けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、株主の皆様と対話を行いその意見を経営に反映させ当社の成長につなげることが重要

と考へ、以下の通り株主の皆様との対話に関する方針を定めております。

当社は、当該方針に基づき、株主の皆様と積極的な対話を実施しております。

- 1) 株主との対話は、経営企画部門の担当役員が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取り組みを通じて、積極的な対応を心がけております。
- 2) 財務経理部などの対話を補助する社内の関連部門は、建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、積極的に連携を取りながら業務を行っております。
- 3) 個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会や工場見学会などを実施しております。
また、投資家からの意見・要望などをもとに、内容の充実を図っております。
- 4) 対話において把握した株主の意見などは、必要に応じて、会議体での報告やレポートの配付などにより、取締役・経営陣及び関係部門へフィードバックし、情報の共有・活用を図っております。
- 5) 決算発表前の期間は、サイレント期間として投資家との対話を制限しております。
また、その他社内にインサイダー情報が発生する際には、インサイダー情報の登録台帳に関係者が署名し、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社やまびこホールディングス	4,811,190	38.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,080,700	8.69
山崎 裕明	762,966	6.13
山崎 敬明	762,966	6.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	421,600	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	355,600	2.86
山崎 敦彦	199,532	1.60
株式会社三井住友銀行	180,000	1.45
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	167,900	1.35
ヤマシンフィルタ従業員持株会	154,800	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明更新

- 1. 2017年9月30日現在の状況を記載しております。
- 2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は1,054,400株であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分に係る株式は1,028,500株、年金信託設定分に係る株式は25,900株であります。
- 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の信託業務の株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。
- 4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は334,700株であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分に係る株式は319,000株、年金信託設定分に係る株式は15,700株であります。
- 5. 資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式数は全て信託業務に係る株式数であります。なお、その内訳は、全て投資信託設定分に係る株式であります。
- 6. アセットマネジメントOne株式会社が、平成29年6月7日付で、平成29年5月31日現在で当社株式の大量保有報告書の変更報告書を提出していますが、2017年9月30日現在の実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鴨頭 斉	他の会社の出身者											
鈴木 正	他の会社の出身者											
福崎 真也	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鴨頭 斉	○	○	他社との兼務はありません。	鴨頭斉氏は、財務・経理部門での実務経験及び知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監督、監査に反映していただくため選任しております。
鈴木 正	○	○	他社との兼務はありません。	鈴木正氏は、事業会社の代表取締役としての豊富な経験と知識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監督、監査に反映していただくため選任しております。
福崎 真也	○	○	番町スクエア法律事務所パートナー弁護士 株式会社コロワイド監査等委員である取締役	福崎真也氏は、弁護士としての専門的な知識と幅広い見識を有しており、それらを監査等委員である社外取締役として当社の監督、監査に反映していただくため選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由	
当社は監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。	
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	
監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と情報交換しており、相互に連携を図っております。	

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり							
任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性								
	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	3	1	0	3	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	1	0	3	0	0	社外取 締役

補足説明	
取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選任に関する手続きについては【原則3-1(4)】を、取締役及び経営陣幹部の報酬の決定に関する手続きについては【原則3-1(3)】をご参照ください。	

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

業績連動型報酬は、全社の業績に応じて個人別の支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、企業内容等の開示に関する内閣府令の規定に従って、一部取締役の報酬の個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で各人の報酬額を取締役会で決定しております。報酬は固定報酬部分と年度の業績に連動する業績連動部分で構成されます。なお、当社は取締役会の諮問機関であり、過半数を社外取締役で構成する報酬委員会を設置し、取締役の報酬について公正な審議による妥当性および透明性の確保を図っております。監査等委員である取締役の報酬は報酬限度額の範囲内で固定報酬のみの金額を監査等委員会の協議のもとに決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、管理本部が社外取締役のサポートを行っており、取締役会に係る通知及び資料の配布等必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要(最終ページの参考資料: 模式図をご参照ください。)

当社は、平成28年6月23日開催の第61回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更の承認を受けたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。この移行は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を目的としております。なお、監査等委員会設置会社への移行後の取締役会は、取締役5名(うち、監査等委員である取締役3名)で構成され、そのうち社外取締役は3名(うち、監査等委員である社外取締役は3名)であります。

2. 会社の機関の内容

(1) 取締役会

取締役会は、取締役2名(監査等委員である取締役を除く。)と社外取締役3名を含む監査等委員である取締役3名で構成されています。毎月1回定例の取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び子会社の業務執行の監督を行っております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に関しては任期を1年、監査等委員である取締役は任期を2年として各年度の経営責任の明確化を図っております。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、常勤の社外取締役1名を含む社外取締役3名で構成されており、経営に関する意思決定及び業務執行について有効な監視及び監査を行っております。常勤監査等委員は、取締役会以外の経営会議等重要な会議に出席し意見を述べております。また社外取締役のうち1名の監査等委員は、企業経営の経験者であり企業の経営戦略及び事業計画に関する相当程度の知見を有しており、他1名の監査等委員は、弁護士であり、コンプライアンス分野における相当程度の知見を有しております。

(3) 指名委員会、報酬委員会

当社では、コーポレート・ガバナンスの向上を図るために、取締役会の諮問機関として、経営陣幹部選任と取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役候補者の決定を行う指名委員会と、役員等の報酬の算定を行う報酬委員会を設置しております。両委員会とも透明性及び客観性を確保するため、社外役員を委員に迎え入れております。指名委員会、報酬委員会ともに委員3名全員が社外役員であります。

(4) 経営会議

当社では、経営会議を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は常勤の取締役及び執行役員メンバーで構成されています。経営会議では、コーポレート・ガバナンスの強化と業務執行の推進を図ることを目的として経営に関する重要事項を協議又は決議しており、取締役会の運営が円滑に行えるよう設置しております。経営会議において取締役会への付議議案を審議することで、意思決定プロセスの明確化、透明性の確保を図っております。

(5) 内部監査部門

内部監査につきましては、各部門の業務活動が法令・定款及び社内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か及び業務管理のための組織・制度・手続が妥当であるかを監査することを目的としております。監査は内部監査室がその任を担っており、「内部監査規程」に基づき業務監査並びに内部統制監査を行っております。

内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と情報交換しており、相互に連携を図っております。

(6) 会計監査人の状況

当社は、会計監査人である太陽有限責任監査法人により、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく監査及び証明を受けております。

なお、会計監査業務を遂行した公認会計士は以下のとおりであります。

- ・新井 達哉(継続監査5年)
- ・久塚 清憲(継続監査5年)
- ・榎本 郷(継続監査1年)

なお、当社は2017年6月27日付で会計監査業務の委嘱先を太陽有限責任監査法人から有限責任監査法人トーマツへ変更しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上のために監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

委員の過半数を占める社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応える体制を構築するとともに、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行の迅速化が図れます。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、早期発送(開催日の2週間より前)いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会開催に加え、アナリストや機関投資家との個別対応、スモールミーティング等を四半期ごとに実施し、当社に対する理解を深めていただく様、積極的に活動いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、会社説明資料等を当社ホームページに掲載しております。今後も当社への理解を深めていただく様、各種資料を積極的に開示していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、法務、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて「コンプライアンス基本方針」を制定し、企業行動規範、企業行動指針を制定しております。また企業価値向上のためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、全役職員が法令等を遵守して高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境を保護するため、常に技術・製品の開発に努め、自らの事業活動を通じて環境への負荷を低減するだけでなく、環境汚染の予防・環境保全に継続的に取り組みます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」として、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり定める。

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社グループの経営理念を遵守した行動をとるための行動規範を定める。
 - (2) 企業行動指針を制定し、企業活動の根本理念を明確にした上で、社員のコンプライアンス教育を実施する。
 - (3) コンプライアンスに係る相談窓口を総務部に設置し、通報や相談ができる仕組みを作る。総務部及び監査等委員である取締役は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を取締役が閲覧可能な状態で保存する。
 - (2) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等は当社へ報告を行う。
 - (3) 経営会議及びグループ会社全体の会議により情報共有を図る。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 危機管理規程を定め、有事の際の情報伝達と緊急体制を整備する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 本部制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化等、経営機能に専念し、業務執行権限を本部長に委譲して業務執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進める。
 - (2) 「関係会社管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当本部長が各責任者への指示、管理を行い、経営会議等にて適宜報告を行うとともに、本部間をまたがる案件については担当本部長間にて調整を行う。
5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保ち、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を決め、事業の総括的な管理を行う。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (2) 当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会から求められた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置することができる体制を確保することとしている。
 - (2) 当該使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければならないものとする。
 - (3) 当該使用人は、監査等委員会に指示命令権があるものとする。
8. 監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生又はそのおそれがあるとき、法令違反行為や不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものとして定めている事項が生じたときは、監査等委員会に通報又は報告するものとする。
 - (2) 当該通報又は報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を執行する上で必要な費用は、速やかに支払う。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会計を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
 - (1) 当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備する。
 - (2) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、提供や協力、加担等、一切の交流・関わりをもつことを禁止する。
 - (3) 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し、弁護士、所轄警察署と連携して対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する具体的な活動として、当社では、「反社会的勢力対策規程」を制定し、社内における研修時に反社会的勢力との取引の遮断について啓蒙を行い、反社会的勢力との関係が発生しないよう未然の防止に努めております。また「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス規程」をイントラネット上に掲げ、全社員に対し周知徹底をはかっております。

全社的な反社会的勢力の排除体制として、神奈川県公安委員会に対して不当要求防止責任者選任届を届出し、不当要求防止責任者講習を受講した責任者を選任しております。万が一、反社会的勢力から外部接触があった場合は総務部が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の

専門家に相談し、適切な処置をする体制をとっております。他にも、企業倫理に反する行為に対しては内部通報制度の窓口を設けて内部牽制が働く仕組みを構築しております。

また、新規取引開始時には、外部調査機関等を用いた信用調査を実施しております。加えて、取引先との契約書の内容に、反社会的勢力との関係が明らかになった場合には当該契約を解除できる旨の暴排条項を設け、あるいは過去に基本契約を締結した取引先に関しては、反社会的勢力の排除に関する覚書を別途新たに締結しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



